



業務部速報

2025.12.31 No.028

発行: JR東労組東京地本 業務部

東地申
第7号

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する解説申し入れ全44項目を提出！

JR 東労組東京地本は11月20日、「JR 東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案を受けましたが、中央本部が5月7日に「組織の見直し」と「人事・賃金制度の見直し」の提案を受けてから今まで、組合員の意見を聞くことに拘って取り組んできました。そして労使議論がされている最中に「勇翔 2034」が発表され、グループ理念から「安全」の文字が消えました。会社は団体交渉の中で、「安全は安心の言葉の中に大前提として高い次元にあり、JR 東日本グループの安心と信頼のために安全は不可欠である前提に立ってビジョンがある」と述べています。「安全は経営のトッププライオリティ」と位置付け、ボトムアップも入れた経営をしていくのであれば、グループ理念から安全の文字を削除するべきではありません。また、「組織の見直しは究極の融合と連携」「事業本部になると担務の概念を変えないといけない」と回答しながら「担務変更を業務内容の変更」と言い換え、労働協約の適用範囲を狭めるような主張をしています。また、事業本部を1つの事業場すると述べていますが、管理する範囲が広くなることで、組合員や社員の安全や健康管理などが行き届かなくなります。合わせて、労使間協議の単位が変更されると不利益変更になると声が多くあります。したがって、労使対等の原則に基づき、新たな格差と分断と不利益変更がなく、「安全・健康・ゆとり」があり、安全を第一に安心して生活ができる企業にするために、下記の通り東京地本は申し入れをしました。今後は、団体交渉を行い、真摯に取り組んでいきます。

1. 国鉄改革以降の組織の見直しにおける成果と課題、国鉄の残滓とは何か具体的に示すこと。
2. 地方提案の日程が、本社が当初示していたスケジュールより遅れたことに対する首都圏本部の認識を示すこと。
3. JR 東労組本部と本社間での議論を一部積み残したまま地方での労使議論を行うことに対する首都圏本部の認識を具体的に示すこと。
4. 今施策における労使議論を行う中で、JR 東労組本部と本社間で議論が必要な課題が発生した場合の対応について、首都圏本部としての考えを具体的に示すこと。
5. 各事業本部における組織図を具体的に示すこと。
6. 社員に対して、担務変更が業務内容の変更として行える就業規則上の根拠を具体的に示すこと。
7. 従来の異動や担務変更を業務内容変更として取り扱うことで社員一人ひとりが意欲や能力を最大限に発揮できる根拠を具体的に示すこと。
8. 業務内容の変更を社員に指示する権限を持つ管理者を具体的に示すこと。
9. 業務内容の変更に伴い、通勤時間や住環境が大きく変わる個別の事情があると首都圏本部が認める基準と必要な配慮の詳細を具体的に示すこと。
10. 主に担う業務をあらかじめ社員に伝える時期、内容を具体的に示すこと。
11. 各事業本部の拠点の所在地を具体的に示すこと。
12. 各事業本部の予算配分を具体的に示すこと。
13. 各事業本部の境界の理由を具体的に示すこと。
14. 現行の設備・電気部門の設備技術センター、メンテナンスセンター等の今後の配置の考え方と保守エリアについて具体的に示すこと。
15. 現行の管理駅、被管理駅の体制が変わるのは具体的に示すこと。
16. 輸送障害などの異常時において、各系統の初動対応と復旧作業の体制を具体的に示すこと。
17. 訓練センターの所属と受講する社員のエリアを具体的に示すこと。
18. 2025年10月7日の定例会見における、「現時点で鉄道運行に必要な社員は計算上 3万4千人強、実際に鉄道に携わる社員は4万人」との見解と同じ計算を用いて、首都圏本部における鉄道運行に必要な社員数と実際に鉄道運行に携わる社員数を具体的に示すこと。
19. 各事業本部内の各ユニット・執務場所等の出面数と現在員数を具体的に示すこと。
20. 県単位運用をスムーズに実現するために、新規採用者の計画を具体的に示すこと。

